

官報 号外

平成二十九年五月二十四日

○第百九十三回国会 参議院会議録第二十五号

平成二十九年五月二十四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十六号

平成二十九年五月二十四日

午前十時開議

第一 平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(第百九十四回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)

第二 平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(第百九十四回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)

第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官、公正取引委員会委員、預金

平成二十九年五月二十四日 参議院会議録第二十五号 国家公務員等の任命に関する件

○議長(伊達忠一君) 次に、原子力規制委員会委員長に更田豊志君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十六

反対

十八

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、公正取引委員会委員に小島吉晴君を、運輸安全委員会委員に佐藤雄二君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百十三

反対

二十二

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、預金保険機構理事に貴志浩平君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百二十七

反対

八

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、預金保険機構理事に手塚明良君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に市川玲子君及び常岡孝好君を、公害等調整委員会委員長に荒井勉君を、同委員に吉村英子君及び加藤一実君を、中央更生保護審査会委員長に倉吉敬君を、労働保険審査会委員に金岡京子君を、土地鑑定委員会委員に加藤瑞貴君、清常智之君、小津雅加子君、亀島祝子君、河合芳樹君、森田修君及び若崎周君を、運輸安全委員会委員に田村兼吉君及び安田満喜子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百二十七

反対

八

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五

賛成 二百三十五

反対 ○

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、情報公開・個人情報保護審査会委員に山名学君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四

賛成 二百三十四

反対 四

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、日本銀行政策委員会審議委員に片岡剛士君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六

賛成 二百三十六

反対 六十九

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、日本銀行政策委員会審議委員に鈴木人司君を、原子力規制委員会委員に山中伸介君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六

賛成 二百三十六

反対 七十三

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君及び野口晴子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六

賛成 二百三十六

反対 五

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第一 平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

日程第二 平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(いずれも第百九十四回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長岡田君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔岡田君登壇、拍手〕

○岡田君 ただいま議題となりました平成二十七年年度予備費関係二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成二十七年年度予備費関係二件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について申し上げますと、消費税の軽減税率制度の円滑な導入、運用に必要な経費、賠償償還及び払戻金の不足を補うために必要な経費、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費、自衛隊の部隊が実施するソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動に必要な経費などであります。

委員会におきましては、これら二件を一括して議題とし、まず財務大臣から説明を聴取した後、消費税の軽減税率制度の導入に関する経費等における予備費の計上、使用の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して石上委員より予備費関係二件に反対、日本共産党を代表して田村理事より予備費関係二件に反対、希望の会・自由・社民を代表して又市委員より予備費関係二件に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成二十七年年度予備費関係二件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

百四十七

反対

八十九

よつて、両件は承諾することに決しました。

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長赤池誠章君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔赤池誠章君登壇、拍手〕

○赤池誠章君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、職業教育を教育の目標の一つと掲

げる教育基本法の趣旨を踏まえ、社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきまして、参考人から意見を聴取するとともに、専門職大学を創設する意義、設置基準の在り方、私学助成拡充の必要性、職業教育の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の吉良理事より反対、希望の会(自由・社会)の木戸口委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五

賛成 二百十三

反対 二十二

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

高木かおり君 杉 久武君
矢倉 克夫君 井原 巧君
片山 大介君 三浦 信祐君
里見 隆治君 小川 克巳君
石井 苗子君 伊藤 孝江君
高瀬 弘美君 熊野 正士君
今井絵理子君 藤巻 健史君
清水 貴之君 宮崎 勝君
佐々木さやか君 河野 義博君
平木 大作君 大沼みずほ君
浅田 均君 儀間 光男君
秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 新妻 秀規君
石井 正弘君 中西 健治君
東 徹君 石井 章君
山本 博司君 長沢 広明君

石川 博崇君 横山 信一君
末松 信介君 野上浩太郎君
片山虎之助君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君 浜田 昌良君
山本 香苗君 谷合 正明君
西田 実仁君 山口那津男君
魚住裕一郎君 丸川 珠代君
大野 泰正君 島田 三郎君
豊田 俊郎君 小野田紀美君
こやり隆史君 佐藤 啓君
進藤金日子君 徳茂 雅之君
自見はなこ君 朝日健太郎君
青山 繁晴君 足立 敏之君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
石田 昌宏君 太田 房江君
北村 経夫君 古賀友一郎君
上月 良祐君 酒井 庸行君
島村 大君 高野光二郎君
塚田 一郎君 赤池 誠章君
江島 潔君 渡辺 猛之君
三原じゅん子君 藤川 政人君
長谷川 岳君 中西 祐介君
牧野たかお君 松村 祥史君
水落 敏栄君 磯崎 陽輔君
片山さつき君 有村 治子君
二之湯 智君 岡田 直樹君
山本 順三君 衛藤 晟一君
藤井 基之君 山谷えり子君
宮沢 洋一君 愛知 治郎君
関口 昌一君 吉田 博美君
三木 亨君 元榮太一郎君
宮島 喜文君 山口 和之君

伊波 洋一君	松川 るい君
中西 哲君	藤木 眞也君
糸数 慶子君	山田 宏君
そのだ修光君	井上 義行君
阿達 雅志君	渡邊 美樹君
吉川ゆうみ君	高橋 克法君
滝波 宏文君	柘植 芳文君
堂故 茂君	中泉 松司君
長峯 誠君	二之湯武史君
羽生田 俊君	高階恵美子君
大家 敏志君	宇都 隆史君
上野 通子君	岩井 茂樹君
磯崎 仁彦君	石井 浩郎君
青木 一彦君	松山 政司君
石井 準一君	西田 昌司君
野村 哲郎君	猪口 邦子君
松下 新平君	福岡 資麿君
石井みどり君	橋本 聖子君
中川 雅治君	岡田 広君
金子原二郎君	武見 敬三君
山本 一太君	林 芳正君
柳本 卓治君	木村 義雄君
溝手 顕正君	薬師寺みちよ君
行田 邦子君	木戸口英司君
山本 太郎君	青木 愛君
アトニオ猪木君	松沢 成文君
福島みずほ君	森 ゆうこ君
又市 征治君	山田 修路君
山下 雄平君	森屋 宏君
杉尾 秀哉君	森本 真治君
磯崎 哲史君	堀井 巖君
舞立 昇治君	三宅 伸吾君

宮本 周司君	石橋 通宏君
川合 孝典君	大野 元裕君
斎藤 嘉隆君	森 まさこ君
山田 俊男君	丸山 和也君
中野 正志君	川田 龍平君
野田 国義君	風間 直樹君
牧山ひろえ君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	古川 俊治君
中山 恭子君	足立 信也君
小林 正夫君	藤田 幸久君
浜野 喜史君	山崎 正昭君
鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君
中曾根弘文君	山東 昭子君
蓮 舫君	芝 博一君
羽田雄一郎君	伊藤 孝恵君
平山佐知子君	矢田わか子君
山添 拓君	宮沢 由佳君
浜口 誠君	古賀 之士君
武田 良介君	石上 俊雄君
真山 勇一君	小西 洋之君
舟山 康江君	岩渕 友君
徳永 エリ君	難波 樊二君
江崎 孝君	有田 芳生君
田名部匡代君	吉良よし子君
倉林 明子君	相原久美子君
大島九州男君	藤末 健三君
白 眞勲君	那谷屋正義君
紙 智子君	辰巳孝太郎君
大門実紀史君	吉川 沙織君
神本美恵子君	大塚 耕平君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
田村 智子君	井上 哲士君

仁比 聡平君	榎葉賀津也君
小川 敏夫君	小川 勝也君
長浜 博行君	櫻井 充君
鉢呂 吉雄君	柳田 稔君
山下 芳生君	市田 忠義君
小池 晃君	
内閣府特命担当大臣(金融)	麻生 太郎君
内閣府特命担当大臣(科学)	松野 博一君
内閣府特命担当大臣(経済)	野上浩太郎君
内閣府特命担当大臣(環境)	伊藤 忠彦君
内閣府特命担当大臣(国土交通)	末松 信介君
内閣府特命担当大臣(総務)	松本 洋平君
内閣府特命担当大臣(法務)	原田 憲治君
内閣府特命担当大臣(厚生労働)	盛山 正仁君
内閣府特命担当大臣(国土交通)	古屋 範子君
内閣府特命担当大臣(環境)	伊藤 忠彦君
内閣府特命担当大臣(総務)	松本 洋平君
内閣府特命担当大臣(法務)	原田 憲治君
内閣府特命担当大臣(厚生労働)	盛山 正仁君
内閣府特命担当大臣(国土交通)	古屋 範子君
内閣府特命担当大臣(環境)	伊藤 忠彦君

予算委員	補欠
辞任	補欠
大門実紀史君	田村 智子君
決算委員	
辞任	補欠
片山さつき君	佐藤 啓君
田村 智子君	大門実紀史君
議院運営委員	
辞任	補欠
佐藤 啓君	片山さつき君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案(閣法第六号)	
平成二十八年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	
平成二十八年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を決算委員会に付託した。	
平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百九十九回国会提出)	
平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第百九十九回国会提出)	
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	
道路運送車両法の一部を改正する法律案	
土地改良法等の一部を改正する法律案	

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員古賀之土君提出消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問に対する答弁書(第一〇三号)

参議院議員福島みずほ君提出国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に関する質問に対する答弁書(第一〇四号)

参議院議員小西洋之君提出自由民主党総裁である安倍総理の憲法第九条改正の主張に関する質問に対する答弁書(第一〇五号)

参議院議員山本太郎君提出森友学園への国有地譲渡と憲法第八十九条に関する質問に対する答弁書(第一〇六号)

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十六日任期満了による再任)

一宮なほみ

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了の幕田英雄の後任)

小島 吉晴

同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したいので、預金保険法第二十六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月七日任期満了の井上美昭の後任)

貴志 浩平

(同日任期満了の小幡浩之の後任)

手塚 明良

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日任期満了の鈴木健太の後任)

山名 学

(同日任期満了による再任)

市川 玲子

(同日任期満了による再任)

常岡 孝好

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員長及び同委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了の富越和厚の後任)(委員)

荒井 勉

(同日任期満了による再任)(委員)

吉村 英子

(同日任期満了の玉生茂子の後任)(同)

加藤 一実

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員長に任命したいので、更生保護法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月二十六日任期満了の安倍嘉人の後任)

倉吉 敬

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(七月二十三日任期満了の木内登英の後任)

片岡 剛士

(同日任期満了の佐藤健裕の後任)

鈴木 人司

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了の神尾真知子の後任)

金岡 京子

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三條第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十四日任期満了による再任)

荒井 耕

(六月二十日任期満了による再任)

野口 晴子

同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(七月四日任期満了の井出多加子の後任)

加藤 瑞貴

(同日任期満了による再任)

清常 智之

(同日任期満了による再任)

小津雅加子

(同日任期満了による再任)

亀島 祝子

(同日任期満了による再任)

河合 芳樹

(同日任期満了による再任)

森田 修

(同日任期満了による再任)

若崎 周

同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日任期満了の小須田敏の後任)

佐藤 雄二

(同日任期満了の庄司邦昭の後任)

田村 兼吉

(同日任期満了の根本美奈の後任)

安田満喜子

同日内閣から、左記の者を原子力規制委員会委員長及び同委員に任命したいので、原子力規制委員会設置法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月十八日任期満了の田中俊一の後任)(委員)

長

更田 豊志

(更田豊志の後任)(委員)

山中 伸介

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路運送車両法の一部を改正する法律

土地改良法等の一部を改正する法律

同日内閣から、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十三條の二の規定に基づく二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九條の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

辞任

こやり隆史君

古賀友一郎君

財政金融委員

辞任

小池 晃君

厚生労働委員

辞任

馬場 成志君

経済産業委員

辞任

辰巳孝太郎君

国土交通委員

辞任

金子原二郎君

吉田 博美君

環境委員

辞任

渡辺美知太郎君

国家基本政策委員

辞任

小池 晃君

予算委員

辞任

田村 智子君

決算委員

辞任

佐藤 啓君

吉良よし子君

大門実紀史君

議院運営委員

辞任

片山さつき君

補欠

金子原二郎君

吉田 博美君

補欠

辰巳孝太郎君

補欠

渡辺美知太郎君

補欠

小池 晃君

補欠

こやり隆史君

古賀友一郎君

補欠

馬場 成志君

補欠

吉良よし子君

補欠

片山さつき君

田村 智子君

補欠

小池 晃君

補欠

佐藤 啓君

補欠

片山さつき君

補欠

田村 智子君

補欠

小池 晃君

補欠

佐藤 啓君

補欠

片山さつき君

補欠

佐藤 啓君

理事 田村 智子君 (田村智子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

農林水産委員会に付託

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

国土交通委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十七年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(第百九十回国会提出)審査報告書

同日議長から次の質問主意書が提出された。

子宮頸がんワクチンに関する質問主意書(福島みずほ君提出(第一一五号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

六ヶ所再処理工場の稼働により生成されるプルトリウム等に関する質問主意書(川田龍平君提出(第一一〇号))

「医療保護入院の入院手続等の見直し」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第一一一号))

精神医療審査会の現状と課題に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第一一二号))

我が国の非自発的入院に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第一一三号))

ピタミンCの安定確保に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出(第一一四号))

内閣委員

辞任

和田 政宗君

総務委員

辞任

金子原二郎君

吉田 博美君

財政金融委員

辞任

辰巳孝太郎君

文教科学委員

辞任

連 舫君

厚生労働委員

辞任

渡辺美知太郎君

川合 孝典君

片山 大介君

経済産業委員

辞任

小池 晃君

国土交通委員

辞任

こやり隆史君

古賀友一郎君

野田 国義君

環境委員

辞任

石井 苗子君

補欠

渡辺美知太郎君

和田 政宗君

補欠

小池 晃君

補欠

辰巳孝太郎君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国家基本政策委員

辞任

大門実紀史君

予算委員

辞任

吉良よし子君

大門実紀史君

補欠

小池 晃君

補欠

吉良よし子君

補欠

小池 晃君

補欠

秋野 公造君

高瀬 弘美君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方自治法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六三号)

地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所設置に承認を求めの件(閣承認第二号)

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第五
六号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出北朝鮮のミサイル発
射を想定した避難訓練の実施に向けた政府の働
きかけに関する質問に対する答弁書(第一〇七
号)

参議院議員福島みずほ君提出自衛隊と米原子力
空母カール・ビンソンとの共同訓練に関する質
問に対する答弁書(第一〇八号)

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮との関係に関
する政府方針に関する質問に対する答弁書(第
一〇九号)

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条
第一項の規定に基づく「平成二十八年年度食料・農
業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の
規定に基づく「平成二十九年年度食料・農業・農村
施策」についての文書を受領した。

審査報告書

平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及
び各省各庁所管使用調書(その一)

平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及
び各省各庁所管使用調書(その二)

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決
した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十二日

参議院議長 伊達 忠一殿
決算委員長 岡田 広

要領書

一、委員会の決定の理由

(一) 平成二十七年年度一般会計予備費の予算額
は、三千五百億円であつて、このうち、平成
二十七年四月三日から同年十二月二十二日ま
での間に使用した金額は千七百九十一億九千
三百三十七万八千円である。

(二) 平成二十七年年度一般会計予備費の予算額
は、三千五百億円であつて、このうち、平成
二十八年二月一日から同年二月五日までの間
に使用した金額は八億二千五百四十九万六千
円である。
以上二件について審査した結果、適当な支出
であると認める。

平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及
び各省各庁所管使用調書(その一)(第百九十
回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。
よってこれを送付する。

平成二十九年四月二十八日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及
び各省各庁所管使用調書(その二)(第百九十
回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。
よってこれを送付する。

平成二十九年四月二十八日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十三日

文教科学委員長 赤池 誠章
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に即応した
職業教育の推進を図るため、専門性が求められ
る職業を担うための実践的かつ応用的な能力を
展開させることを目的とする専門職大学の制度
を設ける等の措置を講じようとするものであ
り、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の
事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法律案では、専門職大学及び専門職短期大
学(以下「専門職大学等」という。)の教育課程の
編成において産業界と連携すること等を定める
一方、その具体的内容は全て設置基準等の政省
令に委ねることとしている。これらの政省令の
策定に当たっては、専門職大学等の理念の実現
を図るとともに、実践的な職業教育を行う機関
としての特性に鑑み、大学設置基準等の水準も
踏まえつつ、より弾力的な対応が可能となるよ

う配慮すること。また、既存の各高等教育機関
の教育課程との違いが明確となるよう努めるこ
と。

二、職業教育は、従前より既存の各高等教育機関
においてその特色を活かして実施されてきたこ
とを踏まえ、専門職大学等を含めた高等教育機
関全体として更に充実した職業教育が行われる
よう、必要な支援を行うこと。

三、専門職大学等が、産業界及び地域から期待さ
れる高度職業人材を輩出することができるよう、
企業や地方公共団体等と連携しやすい環境
の整備や、これらの団体による支援が行われる
体制の構築に努めること。

四、専門職大学等の教育課程に導入する方針が示
されている長期の企業内実習については、実習
中の学生の実習時間、安全衛生、報酬等につい
て、明確な基準を定めるとともに、企業等が学
生を受け入れやすいよう、実習期間、実習内容
等について指針を示すよう努めること。

五、専門職大学等が、社会人や専門高校卒業生等
を含め、多様な進学者を幅広く受け入れる教育
機関となるよう、体制の構築に努めること。ま
た、社会・経済の急速な変化を受けて社会人の
学び直しの必要性が高まっていることから、産
業界・関係省庁等が連携して、社会人が働きな
がら学びやすい労働環境の整備に努めること。

六、専門職大学等の制度化により、私学助成の対
象となる学校数が増加することが予想されるこ
とから、専門職大学等を含めた私立学校の更な
る経営基盤の安定化につながるよう、私学助成
関係予算の大幅な増額を図ること。

七、専門職大学等の制度化によって我が国の高等

教育機関が更に多様化することから、各教育段階における児童・生徒・学生及びその保護者並びに学校関係者に対し、専門職大学等を含めた各高等教育機関の特色などについての十分な情報提供を行い、適切な進路選択が可能となるよう配慮すること。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年五月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程(前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程)に区分することができる。

専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第二項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを實現するために行われるものとする。

専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第二項に規定する目的を實現するために行われるものとする。

第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等(専門職大学又は第百八条第四項に規定する目的をその目的とする大学(第百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。)をいう。以下

この条及び第百九条第三項において同じ。)に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第百四条第一項の次に次の二項を加える。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者(第八十七条の二第二項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。)に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第百八条第三項の次に次の二項を加える。

第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

第百九条第三項中「専門職大学院」を「専門職大学等又は専門職大学院」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(専門職大学等の設置のため必要な行為)

第二条 専門職大学又はこの法律による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。第百八条第四項の大学の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前においても行うことができる。)

(船舶安全法及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「短期大学等」という。において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者」を「短期大学等」という。において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者(当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

に、「又は学校教育法による高等学校」を「(当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

又は同法による高等学校に、「実業学校において船舶又は」を「実業学校において船舶若しくは」に改める。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)別表第三

二 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)別表第二

(児童福祉法の一部改正)

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第二項第二号及び第十三条第三項第二号中「卒業した者」の下に「当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

第十八条の六第一号中「卒業した者」の下に

「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

(食品衛生法の一部改正)

第五条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第六項第二号中「卒業した者」の下に「(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

別表第三欄中「基づく短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を加え、「後、三年を」後同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、三年に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第六条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「第百四条第一項」を「第百四条第三項」に改める。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の公認会計士法

第九条第二項第二号の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四条第三項に規定する学位を授与された者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の学校教育法(以下「旧学校教育法」という。第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る公認会計士試験の短答式による試験科目の免除については、なお従前の例による。

(消防法の一部改正)

第八条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項中「者は」を「者でなければ

ば」に、「できる」を「できない」に改め、同項第一号中「卒業した者」の下に「(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

同項第二号中「取扱の」を「取扱いの」に改める。

第十七条の八第四項第一号及び別表第二中「卒業した者」の下に「(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

建設業法の一部改正)

第九条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号イ中「を卒業した」の下に「同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

第十条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項第一号中「学位」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを含む。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

附則第九項の表備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二欄に掲げる「短期大学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

科学大臣の定める学位を含むものとする。

別表第一備考第二号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同表備考第二号の二中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限り、)

を有する場合又は」を加え、「これ」を「学士の学位を有すること」に改め、同表備考第二号の三中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)

又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)(又は)を加え、「これを「学士の学位」に改める。

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一備考第二号に規定する学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位には、旧学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとする。

(測量法の一部改正)

第十二条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二号中「短期大学又は」を「短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)(又は)」に改め、「卒業した者」の下に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十一条の六第二号において同じ。)」を加える。

(身体障害者福祉法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条第二号

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

第十九条第一項第一号

三 知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)第十四条第二号

(図書館法の一部改正)

第十四条 図書館法(昭和二十五年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「卒業した者」の下に「(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)」を加える。

(電波法の一部改正)

第十五条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)(こと)」を削り、「基づく」を「よる」学校において次に掲げる当該に改め、「(応じ)」の下に「前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)(こと)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同号口中「短期大学」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。)」を加える。

別表第一第三号中「卒業した者」の下に「(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

別表第四第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同表第五号及び第六号中「学校の」を「学校において」に改める。

別表第五第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同表第四号及び第五号中「学校の」を「学校において」に改める。

(建築士法の一部改正)

第十六条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「限り」を「限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む」に改め、「科目を修めて卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この号及び次号において同じ。)」を、「卒業後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後。同号において同じ。)」を加え、同条第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を加える。

第十五条第一号中「卒業した者」の下に「(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(港灣法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「(これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の二の八第一項

二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第二十三条第四項第一号イ及びロ、第三十三条の十五第四項第一号並びに第三十三条の二十六第四項第一号

(税理士法の一部改正)

第十八条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第三項中「第百四条第一項」を「第百四条第三項」に改める。

第八条第一項第一号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の税理士法第七條第二項及び第三項(これらの項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る部分に限る。)(の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者について適用し、施行日前に旧学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。

(博物館法の一部改正)

第二十条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「学位」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。を含む。))」を加える。

第六条中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

(気象業務法の一部改正)

第二十一条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「卒業した」の下に「(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第二十二条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

(と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法に基づき専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

一と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第七十五条第二号

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条第五項第二号

(ガス事業法の一部改正)

第二十四条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第一項第一号イ中「卒業した者」の下に「これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第二十五条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号ロ中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。」を加える。

(水道法の一部改正)

第二十六条 水道法(昭和三十二年法律第百七十

七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

(電気事業法の一部改正)

第二十七条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号ロ中「短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(小型船舶造船業法の一部改正)

第二十八条 小型船舶造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号及び第二項第一号中「卒業した」の下に「(当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一号中「学位」の下に「(同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。を含む。))」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第三十条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を

次のように改正する。

第七十条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号ロ中「卒業した者」の下に「(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表ハの項中「卒業した者」の下に「(当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、

同表二の項中「卒業した者」の下に「(当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(労働安全衛生法の一部改正)

第三十二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第三項第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。」を、「卒業した者」の下に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

別表第六第一号(一)中「卒業した者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

別表第二十第一号の表中「で、その後二年」を「(「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。で、その後二年」に、「で、その後一年以上当該」を「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。で、その後一年以上当該」に改め、別表第二十二

号の表中「大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。で、その後二年」を「(「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。で、その後二年」に、「で、その後一年以上当該」を「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。で、その後一年以上当該」に改め、別表第二十二

号の表中「大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。で、その後二年」を「(「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。で、その後二年」に、「で、その後一年以上当該」を「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。で、その後一年以上当該」に改め、別表第二十二

ように改正する。

二十第 四号の表中「大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)」を加え、別表第二十第十六号の表中「大学等において化学に関する

第三十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号ロ中「短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む)」を、「卒業した者」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第三十八条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「すべて」を「全て」に改め、

（健康増進法及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正）

第四十一条 次に掲げる法律の規定中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した後」の下に「同法に基づ

る学科を修めて卒業した者」の下に（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）を加え、別表第二十第十八号の表中「大学等において土木に関する学科を修めて卒業した

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)
第三十六条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和
六十二年法律第三十号)の一部を次のように改
正する。

同項第一号口中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

く専門職大学の前期課程にあつては、修了した
後」を加える。

一 健康増進法(平成十四年法律第百三号)別表
中欄第二号及び第五号

者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)」を加え、別表第二十二号の表中「電気に関する学科を修めて卒業した者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第七條第四号中「限る」を「限り、同法に基づき専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ」に改め、一修めて卒業した者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条において同じ。」を加え、同条第五号及び第六号中

(精神保健福祉士法の一部改正)
第三十九条 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第四号中「限る」を「限り、同法に基づき専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十八条第三項第二号ロ（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改

(作業環境測定法の一部改正)

第三十三条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

「修業年限が三年であるものに限る。」を削り、同条第七号中「短期大学」の下に「(同法に基づき専門職大学の前期課程を含む。次号及び第

た者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条にお

第四十二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

第十五条第一号中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

第十号において同じ。」を加える。

第四十条第二項第二号中「卒業した者」の下に「当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の

「修業年限が三年であるものに限る。」を削り、同条第七号中「短期大学」の下に「同法に基

に改正する。

第十八条第四項中「すべて」を「全て」に改め、

(電気通信事業法の一部改正)

第三十四条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

九号において同じ。」を加える。

（特定電子メールの送信の適正化等に関する法

同項第一号イ中「学位」の下に「（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与

別表第二第二号中「短期大学」の下に「〔同法による専門職大学の前期課程を含む。〕を、「卒業した者」の下に「〔同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者〕」を加える。

第三十七條 工業所有權に關する手續等の特例に關する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十条 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

「者を「(同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。
(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

め、同項第一号口中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒

第十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「卒業した者」の下に「（当該科目を

第四十三条 独立行政法人大学改革支援・学位授

第三十五条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次の

業した者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加える。

修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

与機構法（平成十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第十六条第一項第四号中「第百四条第四項」を「第百四条第七項」に改める。

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正)

第四十四条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四項第一号中「卒業した者」の下に「(これを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第二十六条第二項第二号において同じ。)」を加える。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

一 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第二条第二項

二 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第二条第三項

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 前条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律(以下この条において「新留学費用償還法」という。)第二条第二項(新留学費用償還法第十条及び第十一条において準用する場合を含む。)に規定する留学には、前条の規定による改正前の国家公務員の留学費用の償還に関する法律(以下この条において「旧留学費用償還法」という。)第二条第二項(旧留学費用償還法第十条及び第十一条において準用する場合を含む。)に規定する留学(旧学

校教育法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。)を含むものとする。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 附則第四十五条の規定による改正後の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(以下この条において「新自己啓発等休業法」という。)第二条第三項(新自己啓発等休業法第十条及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第八号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)に規定する大学等における修学には、附則第四十五条の規定による改正前の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(以下この条において「旧自己啓発等休業法」という。)第二条第三項(旧自己啓発等休業法第十条及び裁判所職員臨時措置法(第八号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)に規定する大学等(以下この条において「旧大学等」という。)に規定する大学等における修学(旧学校教育法第百四条第四項第二号の規定により旧学校教育法第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第九十一条に規定する専攻科及び旧学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。))の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。)を含むものとする。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件(人事官(一宮なほみ君))

賛成者氏名

二二〇名

足立 敏之君	阿達 雅志君	高野光二郎君
愛知 治郎君	青木 一彦君	滝波 宏文君
青山 繁晴君	赤池 誠章君	柘植 芳文君
朝日健太郎君	有村 治子君	堂故 茂君
井上 義行君	井原 巧君	豊田 俊郎君
石井 準一君	石井 浩郎君	中川 雅治君
石井 正弘君	石井みどり君	中西 健治君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	中西 祐介君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	中山 恭子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君	二之湯 智君
宇都 隆史君	上野 通子君	西田 昌司君
江島 潔君	衛藤 晟一君	野村 哲郎君
小川 克巳君	小野田紀美君	長谷川 岳君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	林 芳正君
大沼みずほ君	大野 泰正君	藤井 基之君
太田 房江君	岡田 直樹君	藤木 眞也君
岡田 広君	片山さつき君	堀井 巖君
金子原二郎君	木村 義雄君	松山 政司君
北村 経夫君	こやり隆史君	松山 新平君
古賀友一郎君	上月 良祐君	丸山 和也君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	三原じゅん子君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
酒井 庸行君	山東 昭子君	宮沢 洋一君
自見はなこ君	島田 三郎君	宮本 周司君
島村 大君	進藤金日子君	森 まさこ君
末松 信介君	関口 昌一君	柳本 卓治君
そのだ修光君	高階恵美子君	山下 雄平君
		山田 俊男君
		山田 修路君
		山田 宏君
		山本 一太君
		吉川ゆうみ君

吉田 博美君	和田 政宗君	里見 隆治君	杉 久武君	国家公務員等の任命に関する件「原子力規制委員会委員長(更田豊志君)」	二一六名	柘植 芳文君	塚田 一郎君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君	高瀬 弘美君	竹谷とし子君	賛成者氏名	足立 敏之君	堂故 茂君	徳茂 雅之君
渡邊 美樹君	足立 信也君	谷合 正明君	長沢 広明君	愛知 治郎君	阿達 雅志君	中川 雅治君	中泉 松司君
相原久美子君	有田 芳生君	新妻 秀規君	西田 実仁君	青木 一彦君	赤池 誠章君	中西 健治君	中西 哲君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君	浜田 昌良君	平木 大作君	青山 繁晴君	有村 治子君	中西 祐介君	中野 正志君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	朝日健太郎君	井原 巧君	中山 恭子君	長峯 誠君
江崎 孝君	小川 勝也君	矢倉 克夫君	山口那津男君	井上 義行君	石井 準一君	二之湯 智君	二之湯武史君
小川 敏夫君	大島九州男君	山本 香苗君	山本 博司君	石井 正弘君	石井 浩郎君	野村 哲郎君	野上浩太郎君
大塚 耕平君	大野 元裕君	横山 信一君	若松 謙維君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
風間 直樹君	神本美恵子君	東 徹君	石井 章君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	林 芳正君	福岡 資麿君
川合 孝典君	川田 龍平君	石井 苗子君	片山 大介君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	藤井 基之君	藤川 政人君
小西 洋之君	小林 正夫君	片山虎之助君	清水 貴之君	宇都 隆史君	上野 通子君	藤木 眞也君	古川 俊治君
古賀 之上君	斎藤 嘉隆君	高木かおり君	藤巻 健史君	江島 潔君	衛藤 晟一君	堀井 巖君	舞立 昇治君
櫻井 充君	芝 博一君	室井 邦彦君	渡辺 喜美君	小川 克巳君	小野田紀美君	牧野たかお君	松川 るい君
榛葉賀津也君	杉尾 秀哉君	青木 愛君	木戸口英司君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君
田名部匡代君	徳永 エリ君	福島みずほ君	又市 征治君	大沼みずほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸山 和也君
那谷屋正義君	長浜 博行君	森 ゆうこ君	山本 太郎君	岡田 房江君	岡田 直樹君	三木 亨君	三原じゅん子君
難波 奨二君	野田 国義君	アントニオ猪木君	行田 邦子君	岡田 広君	片山さつき君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	金子原二郎君	木村 義雄君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君	郡司 彰君	山口 和之君	北村 経夫君	こやり隆史君	宮島 喜文君	宮本 周司君
浜野 喜史君	平山佐知子君	藤末 健三君	一五名	古賀友一郎君	上月 良祐君	元榮太一郎君	森 まさこ君
福山 哲郎君	舟山 康江君	井上 哲士君	市田 忠義君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	森屋 宏君	柳本 卓治君
藤田 幸久君	牧山ひろえ君	岩渕 友君	紙 智子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山崎 正昭君	山下 雄平君
真山 勇一君	宮沢 由佳君	吉良よし子君	倉林 明子君	酒井 庸行君	山東 昭子君	山田 修路君	山田 俊男君
増子 輝彦君	矢田わか子君	小池 晃君	田村 智子君	自見はなこ君	島田 三郎君	山田 宏君	山谷えり子君
森本 真治君	吉川 沙織君	大門実紀史君	武田 良介君	島村 大君	進藤金日子君	山本 一太君	山本 順三君
柳田 稔君	秋野 公造君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	末松 信介君	関口 昌一君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
蓮 舫君	石川 博崇君	山下 芳生君	山添 拓君	そのだ修光君	高階恵美子君	和田 政宗君	渡辺 猛之君
伊藤 孝江君	河野 義博君	儀間 光男君		高野光二郎君	高橋 克法君	渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君
魚住裕一郎君	熊野 正士君	佐々木さやか君		滝波 宏文君	武見 敬三君	足立 信也君	相原久美子君

一五

小西 洋之君	小林 正夫君	清水 貴之君	高木かおり君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	藤井 基之君	藤川 政人君
古賀 之士君	齋藤 嘉隆君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	宇都 隆史君	上野 通子君	藤木 眞也君	古川 俊治君
櫻井 充君	芝 博一君	渡辺 喜美君	アノニオ猪木君	江島 潔君	衛藤 晟一君	堀井 巖君	舞立 昇治君
榛葉賀津也君	杉尾 秀哉君	行田 邦子君	松沢 成文君	小川 克巳君	小野田紀美君	牧野たかお君	松川 るい君
田名部匡代君	徳永 エリ君	薬師寺みちよ君	郡司 彰君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君
那谷屋正義君	長浜 博行君	山口 和之君		大沼みずほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸川 珠代君
難波 奨二君	野田 国義君			太田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君
羽田雄一郎君	白 眞敷君			岡田 広君	片山さつき君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君			金子原二郎君	木村 義雄君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
浜野 喜史君	平山佐知子君	岩淵 友君	市田 忠義君	北村 経夫君	こやり隆史君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君
福山 哲郎君	藤末 健三君	吉良よし子君	倉林 明子君	古賀友一郎君	上月 良祐君	宮本 周司君	元榮太一郎君
藤田 幸久君	舟山 康江君	小池 晃君	田村 智子君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	森 まさこ君	森屋 宏君
真山 勇一君	牧山ひろえ君	大門実紀史君	武田 良介君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	柳本 卓治君	山崎 正昭君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	酒井 庸行君	山東 昭子君	山下 雄平君	山田 修路君
森本 真治君	矢田わか子君	山下 芳生君	山添 拓君	自見はなこ君	島田 三郎君	山田 俊男君	山田 宏君
柳田 稔君	吉川 沙織君	青木 愛君	木戸口英司君	島村 大君	進藤金日子君	山谷えり子君	山本 一太君
蓮 舫君	秋野 公造君	福島みずほ君	又市 征治君	末松 信介君	関口 昌一君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	森 ゆうこ君	山本 太郎君	そのだ修光君	高階恵美子君	吉田 博美君	和田 政宗君
魚住裕一郎君	河野 義博君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	高野光二郎君	高橋 克法君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
熊野 正士君	佐々木さやか君			滝波 宏文君	武見 敬三君	渡邊 美樹君	足立 信也君
里見 隆治君	杉 久武君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	相原久美子君	有田 芳生君
高瀬 弘美君	竹谷とし子君			堂故 茂君	徳茂 雅之君	伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
谷合 正明君	長沢 広明君			豊田 俊郎君	中泉 松司君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
新妻 秀規君	西田 実仁君			中川 雅治君	中西 哲君	小川 敏夫君	小川 勝也君
浜田 昌良君	平木 大作君			中西 健治君	中野 正志君	大塚 耕平君	大野 元裕君
三浦 信祐君	宮崎 勝君			中山 恭子君	長峯 誠君	風間 直樹君	神本美恵子君
矢倉 克夫君	山口那津男君			二之湯 智君	二之湯武史君	川合 孝典君	川田 龍平君
山本 香苗君	山本 博司君			西田 昌司君	野上浩太郎君	小西 洋之君	小林 正夫君
横山 信一君	若松 謙維君			野村 哲郎君	羽生田 俊君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君
東 徹君	石井 章君			長谷川 岳君	橋本 聖子君	櫻井 充君	芝 博一君
石井 苗子君	片山 大介君			林 芳正君	福岡 資麿君	榛葉賀津也君	杉尾 秀哉君
片山虎之助君	儀間 光男君						

田名部匡代君	徳永 エリ君	東 徹君	石井 章君	石井 準一君	石井 浩郎君	西田 昌司君	野上浩太郎君
那谷屋正義君	長浜 博行君	石井 苗子君	片山 大介君	石井 正弘君	石井 みどり君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
難波 奨二君	野田 国義君	片山虎之助君	儀間 光男君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	清水 貴之君	高木かおり君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	林 芳正君	福岡 資麿君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	藤井 基之君	藤川 政人君
浜野 喜史君	平山佐知子君	渡辺 喜美君	アトニ猪木君	宇都 隆史君	上野 通子君	藤木 眞也君	古川 俊治君
福山 哲郎君	藤末 健三君	行田 邦子君	松沢 成文君	江島 潔君	衛藤 晟一君	堀井 巖君	舞立 昇治君
藤田 幸久君	舟山 康江君	薬師寺みちよ君	郡司 彰君	小川 克巳君	小野田紀美君	牧野たかお君	松川 るい君
真山 勇一君	牧山ひろえ君	山口 和之君		尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君			大沼みずほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸川 珠代君
森本 真治君	矢田わか子君			岡田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君
柳田 稔君	吉川 沙織君	青木 愛君	木戸口英司君	岡田 広君	金子原二郎君	片山さつき君	三原じゅん子君
蓮 舫君	秋野 公造君	福島みずほ君	又市 征治君	北村 経夫君	古賀友一郎君	木村 義雄君	水落 敏栄君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	森 ゆうこ君	山本 太郎君	酒井 庸行君	上月 良祐君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
魚住裕一郎君	河野 義博君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	佐藤 信秋君	佐藤 啓君	森 まさこ君	森屋 宏君
熊野 正士君	佐々木さやか君			酒井 庸行君	山東 昭子君	柳本 卓治君	山下 雄平君
里見 隆治君	杉 久武君			自見はなこ君	島田 三郎君	山田 俊男君	山田 修路君
高瀬 弘美君	竹谷とし子君	国家公務員等の任命に関する件「預金保険機構理事(手塚明良君)、情報公開・個人情報保護審査会委員(市川玲子君及び常岡孝好君)、公害等調整委員会委員長(荒井勉君)、同委員(吉村英子君及び加藤一実君)、中央更生保護審査会委員長(倉吉敬君)、労働保険審査会委員(金岡京子君)、土地鑑定委員会委員(加藤瑞貴君、清常智之君、小津稚加子君、亀島祝子君、河合芳樹君、森田修君及び若崎周君)及び運輸安全委員会委員(田村兼吉君及び安田満喜子君)」		島村 大君	進藤金日子君	山谷えり子君	山本 一太君
谷合 正明君	長沢 広明君			末松 信介君	関口 昌一君	山本 順三君	吉田 ゆうみ君
新妻 秀規君	西田 実仁君			高野光二郎君	高階恵美子君	吉田 博美君	和田 政宗君
浜田 昌良君	平木 大作君			滝波 宏文君	武見 敬三君	渡邊 美樹君	足立 信也君
三浦 信祐君	宮崎 勝君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	相原久美子君	有田 芳生君
矢倉 克夫君	山口那津男君			堂故 茂君	徳茂 雅之君	伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
山本 香苗君	山本 博司君			豊田 俊郎君	中泉 松司君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
横山 信一君	若松 謙維君	賛成者氏名	二三五名	中川 雅治君	中曾根弘文君	江崎 孝君	小川 勝也君
井上 哲士君	市田 忠義君	足立 敏之君	阿達 雅志君	中西 健治君	中西 哲君	小川 敏夫君	大島九州男君
岩淵 友君	紙 智子君	愛知 治郎君	青木 一彦君	中西 祐介君	中野 正志君	大塚 耕平君	大野 元裕君
吉良よし子君	倉林 明子君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	中山 恭子君	長峯 誠君	風間 直樹君	神本美恵子君
小池 晃君	田村 智子君	朝日健太郎君	有村 治子君	二之湯 智君	二之湯武史君	川合 孝典君	川田 龍平君
大門実紀史君	武田 良介君						
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君						
山下 芳生君	山添 拓君	井上 義行君	井原 巧君				

小西 洋之君	小林 正夫君	小池 晃君	田村 智子君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	藤井 基之君	藤川 政人君
古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	大門実紀史君	武田 良介君	宇都 隆史君	上野 通子君	藤木 眞也君	古川 俊治君
櫻井 充君	芝 博一君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	江島 潔君	衛藤 晟一君	堀井 蔵君	舞立 昇治君
榎葉賀津也君	杉尾 秀哉君	山下 芳生君	山添 拓君	小川 克巳君	小野田紀美君	牧野たかお君	松川 るい君
田名部匡代君	徳永 エリ君	東 徹君	石井 章君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君
那谷屋正義君	長浜 博行君	石井 苗子君	片山 大介君	大沼みづほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸川 珠代君
難波 奨二君	野田 国義君	片山虎之助君	儀間 光男君	岡田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君
羽田雄一郎君	白 眞敷君	清水 貴之君	高木かおり君	岡田 広君	片山さつき君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	金子原二郎君	木村 義雄君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
浜野 喜史君	平山佐知子君	渡辺 喜美君	青木 愛君	北村 経夫君	こやり隆史君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君
福山 哲郎君	藤末 健三君	木戸口英司君	福島みずほ君	古賀友一郎君	上月 良祐君	宮本 周司君	元榮太一郎君
藤田 幸久君	舟山 康江君	又市 征治君	森 ゆうこ君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	森 まさこ君	森屋 宏君
真山 勇一君	牧山ひろえ君	山本 太郎君	アトニオ猪木君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	柳本 卓治君	山崎 正昭君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君	行田 邦子君	松沢 成文君	酒井 康行君	山東 昭子君	山下 雄平君	山田 修路君
森本 真治君	矢田わか子君	薬師寺みちよ君	伊波 洋一君	自見はなこ君	島田 三郎君	山田 俊男君	山田 宏君
柳田 稔君	吉川 沙織君	糸数 慶子君	郡司 彰君	島村 大君	進藤金日子君	山谷えり子君	山本 一太君
蓮 舫君	秋野 公造君	山口 和之君	〇名	末松 信介君	関口 昌一君	山本 順三君	吉田 博美君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	河野 義博君	〇名	そのだ修光君	高階恵美子君	和田 政宗君	渡辺 猛之君
魚住裕一郎君	熊野 正士君	佐々木さやか君	〇名	高野光二郎君	高橋 克法君	渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君
熊野 正士君	里見 隆治君	杉 久武君	〇名	滝波 宏文君	武見 敬三君	足立 信也君	相原久美子君
高瀬 弘美君	谷合 正明君	竹谷とし子君	〇名	堂故 茂君	塚田 一郎君	有田 芳生君	伊藤 孝恵君
新妻 秀規君	浜田 昌良君	長沢 広明君	二二〇名	豊田 俊郎君	徳茂 雅之君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
三浦 信祐君	矢倉 克夫君	西田 実仁君	賛成者氏名	中川 雅治君	中曾根弘文君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
山本 香苗君	山本 博司君	愛知 治郎君	賛成者氏名	中西 健治君	中西 哲君	小川 勝也君	小川 敏夫君
横山 信一君	若松 謙維君	青山 繁晴君	賛成者氏名	中西 祐介君	中野 正志君	大島九州男君	大塚 耕平君
井上 哲士君	市田 忠義君	朝日健太郎君	賛成者氏名	中山 恭子君	長峯 誠君	大野 元裕君	風間 直樹君
岩淵 友君	紙 智子君	井上 義行君	賛成者氏名	二之湯 智君	二之湯武史君	神本美恵子君	川合 孝典君
吉良よし子君	倉林 明子君	石井 準一君	賛成者氏名	西田 昌司君	野上浩太郎君	小田 龍平君	小西 洋之君
		石井 正弘君	賛成者氏名	野村 哲郎君	羽生田 俊君	小林 正夫君	古賀 之士君
		石田 昌宏君	賛成者氏名	長谷川 岳君	橋本 聖子君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
		磯崎 陽輔君	賛成者氏名	林 芳正君	福岡 資鷹君	芝 博一君	榎葉賀津也君
		猪口 邦子君	賛成者氏名			杉尾 秀哉君	田名部匡代君

徳永 エリ君	那谷屋正義君	東 徹君	石井 章君	大沼みずほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸川 珠代君
長浜 博行君	難波 奨二君	石井 苗子君	片山 大介君	太田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君
野田 国義君	羽田雄一郎君	片山虎之助君	儀間 光男君	岡田 広君	片山さつき君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君	清水 貴之君	高木かおり君	金子原二郎君	木村 義雄君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
浜口 誠君	浜野 喜史君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	北村 経夫君	こやり隆史君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君
平山佐知子君	福山 哲郎君	渡辺 喜美君	青木 愛君	古賀友一郎君	上月 良祐君	宮本 周司君	元榮太一郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君	木戸口英司君	森 ゆうこ君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	森 まさこ君	森屋 宏君
舟山 康江君	真山 勇一君	山本 太郎君	行田 邦子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	柳本 卓治君	山崎 正昭君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	松沢 成文君	薬師寺みちよ君	酒井 庸行君	山東 昭子君	山下 雄平君	山田 修路君
宮沢 由佳君	森本 真治君	郡司 彰君	山口 和之君	自見はなこ君	島田 三郎君	山田 俊男君	山田 宏君
矢田わか子君	柳田 稔君	反對者氏名	四名	島村 大君	進藤金日子君	山谷えり子君	山本 一太君
吉川 沙織君	蓮 舫君	反對者氏名	四名	末松 信介君	関口 昌一君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	福島みずほ君	又市 征治君	そのだ修光君	高階恵美子君	吉田 博美君	和田 政宗君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	高野光二郎君	高橋 克法君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
河野 義博君	熊野 正士君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	滝波 宏文君	武見 敬三君	渡邊 美樹君	秋野 公造君
佐々木さやか君	里見 隆治君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	柘植 芳文君	塚田 一郎君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
杉 久武君	高瀬 弘美君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	堂故 茂君	徳茂 雅之君	魚住裕一郎君	河野 義博君
竹谷とし子君	谷合 正明君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	豊田 俊郎君	中泉 松司君	熊野 正士君	佐々木さやか君
長沢 広明君	新妻 秀規君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	中川 雅治君	中曾根弘文君	里見 隆治君	杉 久武君
西田 実仁君	浜田 昌良君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	中西 健治君	中西 哲君	高瀬 弘美君	竹谷とし子君
平木 大作君	三浦 信祐君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	中西 祐介君	中野 正志君	谷合 正明君	長沢 広明君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	中山 恭子君	長峯 誠君	新妻 秀規君	西田 実仁君
山口那津男君	山本 香苗君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	二之湯 智君	二之湯武史君	浜田 昌良君	平木 大作君
山本 博司君	横山 信一君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	西田 昌司君	野上浩太郎君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
若松 謙維君	井上 哲士君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	野村 哲郎君	羽生田 俊君	矢倉 克夫君	山口那津男君
市田 忠義君	岩渕 友君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	山本 香苗君	山本 博司君
紙 智子君	吉良よし子君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	林 芳正君	福岡 資麿君	横山 信一君	若松 謙維君
倉林 明子君	小池 晃君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	藤井 基之君	藤川 政人君	浅田 均君	東 徹君
田村 智子君	大門実紀史君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	藤木 眞也君	古川 俊治君	石井 章君	石井 苗子君
武田 良介君	辰巳孝太郎君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	堀井 巖君	舞立 昇治君	片山 大介君	片山虎之助君
仁比 聡平君	山下 芳生君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	牧野たかお君	松川 るい君	儀間 光男君	清水 貴之君
山添 拓君	浅田 均君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	松下 新平君	松村 祥史君	高木かおり君	藤巻 健史君

反対者氏名										賛成者氏名																																																																																																																																																																									
室井 邦彦君	青木 愛君	森 ゆうこ君	アントニオ猪木君	松沢 成文君	山口 和之君	足立 信也君	有田 芳生君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	小川 勝也君	大島九州男君	大野 元裕君	神本美恵子君	川田 龍平君	小林 正夫君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	杉尾 秀哉君	徳永 エリ君	長浜 博行君	野田 国義君	白 眞勲君	浜口 誠君	平山佐知子君	藤末 健三君	舟山 康江君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君	矢田わか子君	吉川 沙織君	井上 哲士君	岩淵 友君	吉良よし子君	小池 晃君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君	山下 芳生君	福島みずほ君	伊波 洋一君	郡司 彰君	蓮 舫君	市田 忠義君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	武田 良介君	仁比 聡平君	山添 拓君	又市 征治君	糸数 慶子君	金子原二郎君	北村 経夫君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 健治君	中西 祐介君	中山 恭子君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	林 芳正君	藤井 基之君	藤木 眞也君	堀井 巖君	牧野たかお君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島田 三郎君	進藤金日子君	関口 昌一君	高階恵美子君	高橋 克法君	武見 敬三君	塚田 一郎君	徳茂 雅之君	中泉 松司君	中曾根弘文君	中西 哲君	中野 正志君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山谷えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	伊藤 孝江君	魚住裕一郎君	熊野 正士君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	三浦 信祐君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	浅田 均君	石井 章君	片山 大介君	儀間 光男君	高木かおり君	室井 邦彦君	アントニオ猪木君	松沢 成文君	山口 和之君	宮島 喜文君	元榮太一郎君	森屋 宏君	山崎 正昭君	山田 修路君	山田 宏君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	佐々木さやか君	杉 久武君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	宮崎 勝君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	東 徹君	石井 苗子君	片山虎之助君	清水 貴之君	藤巻 健史君	渡辺 喜美君	行田 邦子君	薬師寺みちよ君

反対者氏名

七三名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	風間 直樹君
神本美恵子君	川合 孝典君
川田 龍平君	小西 洋之君
小林 正夫君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君	田名部匡代君
徳永 エリ君	那谷屋正義君
長浜 博行君	難波 奨二君
野田 国義君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
浜口 誠君	浜野 喜史君
平山佐知子君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
舟山 康江君	真山 勇一君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
宮沢 由佳君	森本 真治君
矢田わか子君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舫君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君

国家公務員等の任命に関する件「中央社会保険医療協議会公益委員(荒井耕君及び野口晴子君)」
賛成者氏名

二二一名

青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	
足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島田 三郎君

島村 大君	進藤金日子君
末松 信介君	関口 昌一君
そのだ修光君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
堂敢 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曾根弘文君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	中野 正志君
中山 恭子君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	古川 俊治君
堀井 巖君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君

山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
風間 直樹君	神本美恵子君
川合 孝典君	川田 龍平君
小西 洋之君	小林 正夫君
古賀 之士君	斎藤 嘉隆君
櫻井 充君	芝 博一君
榛葉賀津也君	杉尾 秀哉君
田名部匡代君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	長浜 博行君
難波 奨二君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	浜口 誠君
浜野 喜史君	平山佐知子君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	舟山 康江君
真山 勇一君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	宮沢 由佳君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君

高瀬 弘美君	竹谷とし子君	日程第一 平成二十七年年度一般会計予備費使用総	島村 大君	進藤金日子君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
谷合 正明君	長沢 広明君	調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第百九	末松 信介君	関口 昌一君	吉田 博美君	和田 政宗君
新妻 秀規君	西田 実仁君	十回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送	そのだ修光君	高階恵美子君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
浜田 昌良君	平木 大作君	付)	高野光二郎君	高橋 克法君	渡邊 美樹君	秋野 公造君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	日程第二 平成二十七年年度一般会計予備費使用総	滝波 宏文君	武見 敬三君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
矢倉 克夫君	山口那津男君	調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第百九	柘植 芳文君	塚田 一郎君	魚住裕一郎君	河野 義博君
山本 香苗君	山本 博司君	十回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送	堂敬 茂君	徳茂 雅之君	熊野 正士君	佐々木さやか君
横山 信一君	若松 謙維君	付)	豊田 俊郎君	中泉 松司君	里見 隆治君	杉 久武君
井上 哲士君	市田 忠義君	賛成者氏名	中川 雅治君	中曾根弘文君	高瀬 弘美君	竹谷とし子君
岩渕 友君	紙 智子君	一四七名	中西 健治君	中西 哲君	谷合 正明君	長沢 広明君
吉良よし子君	倉林 明子君		中西 祐介君	中野 正志君	新妻 秀規君	西田 実仁君
小池 晃君	田村 智子君		中山 恭子君	長峯 誠君	浜田 昌良君	平木 大作君
大門実紀史君	武田 良介君		二之湯 智君	二之湯武史君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君		西田 昌司君	野上浩太郎君	矢倉 克夫君	山口那津男君
山下 芳生君	山添 拓君		野村 哲郎君	羽生田 俊君	山本 香苗君	山本 博司君
浅田 均君	東 徹君		長谷川 岳君	橋本 聖子君	横山 信一君	若松 謙維君
石井 章君	石井 苗子君		林 芳正君	藤岡 資麿君	山口 和之君	
片山 大介君	片山虎之助君		藤井 基之君	藤川 政人君		
儀間 光男君	清水 貴之君		藤木 眞也君	古川 俊治君		
高木かおり君	藤巻 健史君		堀井 巖君	舞立 昇治君		
室井 邦彦君	渡辺 喜美君		牧野たかお君	松川 るい君		
又市 征治君	アトニ才猪木君		松下 新平君	松村 祥史君		
行田 邦子君	松沢 成文君		松山 政司君	丸川 珠代君		
薬師寺みちよ君	伊波 洋一君		丸山 和也君	三木 亨君		
糸数 慶子君	郡司 彰君		三原じゅん子君	三宅 伸吾君		
山口 和之君			水落 敏栄君	溝手 顕正君		
			宮沢 洋一君	宮島 喜文君		
			宮本 周司君	元榮太一郎君		
			森 まさこ君	森屋 宏君		
			柳本 卓治君	山崎 正昭君		
			山下 雄平君	山田 修路君		
			山田 俊男君	山田 宏君		
			山谷えり子君	山本 一太君		
反対者氏名					反対者氏名	
青木 愛君	木戸口英司君				足立 信也君	相原久美子君
福島みずほ君	森 ゆうこ君				有田 芳生君	伊藤 孝恵君
山本 太郎君					石上 俊雄君	石橋 通宏君
					磯崎 哲史君	江崎 孝君
					小川 勝也君	小川 敏夫君
					大島九州男君	大塚 耕平君
					大野 元裕君	風間 直樹君
					神本美恵子君	川合 孝典君
					川田 龍平君	小西 洋之君
					小林 正夫君	古賀 之士君
					斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
					芝 博一君	榛葉賀津也君
					杉尾 秀哉君	田名部匡代君
					徳永 エリ君	那谷屋正義君

1111

竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	浅田 均君
東 徹君	石井 章君
石井 苗子君	片山 大介君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	高木かおり君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
渡辺 喜美君	アントニオ猪木君
行田 邦子君	松沢 成文君
薬師寺みちよ君	郡司 彰君
山口 和之君	

反対者氏名	二三名
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
伊波 洋一君	糸数 慶子君

消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月九日

古賀 之士

参議院議長 伊達 忠一殿

消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問主意書

今後発生すると予想されている大災害においては、被災地域及びその周辺地域の消防救急体制だけでは十分ではなく、区域を越えた消防の応援体制を整えていくことが重要である。その際、応援に入る消防救急部隊と応援を受ける消防救急部隊との間の連携の鍵となるのが消防救急無線であり、その広域化・共同化により、連携の実効性を確保することがいっそう求められている。

そこで、以下質問する。

一 都道府県域を対象とする消防救急無線の広域化・共同化の整備状況について、(一)各基地局からの共通波の回線を、都道府県内各地区の消防指令センターを経由せずに都道府県を統括する代表消防本部等に集約するネットワーク、(二)各基地局からの共通波の回線を、都道府県内各地区の消防指令センターを経由して都道府県を統括する代表消防本部等に集約するネットワークの種別毎に、都道府県名を付して明らかにされたい。なお、都道府県域を一つのブロックとする方法以外に消防救急無線の広域化・共同化の整備を進めている事例が存在する場合には、その事例について都道府県名を付して明示されたい。

二 前記一について、都道府県を統括する代表消防本部の施設が機能を失った場合における予備的施設が存在する都道府県を示されたい。

三 前記一について、複数の都道府県で共通波の回線を使用している事例があれば、明らかにされたい。

四 前記一について、全国における消防救急無線の広域化・共同化の整備状況(使用する周波数を含む)を、都道府県を統括する代表消防本部及び都道府県内各地区の消防指令センターに周知しているか、明らかにされたい。周知していない場合には、今後、周知を徹底するべきであると考え、政府の見解を示されたい。

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員古賀之士君提出消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出消防救急無線の広域化・共同化の整備状況に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、各都道府県からの聞き取りによれば、千葉県、東京都(島しょ部を除く)、神奈川県、三重県、和歌山県及び福岡県においては各地区の消防指令センターを経由せずに、その他の道府県及び東京都(島しょ部に限る)においては各地区の消防指令センターを経由して、共通波の回線を都道府県庁等の施設

に集約していると聞いている。これらのうち、山形県、福島県、茨城県、山梨県、岐阜県、静岡県、兵庫県、熊本県及び宮崎県においては、県内の一部の地区については集約が行われていないと聞いている。

また、いずれの都道府県においても、共通波の回線の集約先である都道府県庁等の施設がその機能を失った場合における代替施設が用意されていると聞いている。

三について

お尋ねの「複数の都道府県で共通波の回線を使用している」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、共通波の回線が電話網、衛星通信網等の他の通信網に接続されている地区においては、当該他の通信網を介することにより、他の都道府県等との連絡が可能となつている場合があると承知している。

四について

お尋ねの「全国における消防救急無線の広域化・共同化の整備状況」については、これまで特に周知していないが、今後検討してまいりたい。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月九日

福島みずほ

参議院議長 伊達 忠一殿

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合
条約に関する質問主意書

一 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「本条約」という。)第五条は、重大な犯罪を行うことを目的とする組織的な犯罪集団への参加か、すべての重大な犯罪の共謀の少なくとも一方を犯罪化することを加盟国に義務づけている。日本は、本条約の交渉過程では、共謀罪の制定に反対し、すべての重大な犯罪の共謀を犯罪とすることは国内法の原則と相容れない旨の意見を述べていたのではないか。

二 本条約第五条(草案段階では第三条。以下同じ。)に関して、第二回アドホック委員会(国際組織犯罪防止条約起草のための政府間特別委員会)において、英国が草案第二案を説明したところ、日本は理由を付した正式文書の体裁で、この英国案に対する修正案を次のように提案した。

「第3条 犯罪組織への参加

締約国は、次の行為を犯罪としなければならない。

(a) 組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、補助し、教唆し、もしくは援助したはこれについて相談すること。そして、国内法の基本原則に従うこと。

(b) 次の犯罪行為の未遂または既遂に含まれるものとは別個に成立する少なくとも一つの犯罪。

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため組織犯罪集団の関与する重大な犯罪を行うことを一又は二以

上の者と合意すること。ただし、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴うもの。

(ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、故意に次の活動に積極的に参加する個人の行為

a 本条約第2条b i sにおいて言及された組織的な犯罪集団の活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動であつて、当該個人が、自己の参加が犯罪の目的の達成に寄与することを知っているもの

(iii) 重大犯罪を実行することを目的とする組織犯罪集団の行為に参加することであつて、当該行為に自ら参加することがその犯罪の成就に貢献することを認識しているもの」

また、この修正案には、以下のような理由も付されている。

「日本の国内法の原則では、犯罪は既遂か未遂段階に至つて初めて処罰されるのであり、共謀や参加については、特に重大な犯罪に限定して処罰される。したがつて、すべての重大な犯罪について、共謀罪や参加罪を導入することは日本の法原則になじまない」それゆえ、参加行為の犯罪化を実現するためには、国内法制度の基本原則の範囲内で実現するほかない」

この修正案及び修正案に付された理由(以下「修正案等」という。)を踏まえると、日本は本条約の交渉過程において、参加する行為がその犯

罪行為の成就に貢献することを認識しつつなされたものであることを要件とする、新しい類型の参加罪の規定を設けるよう提案したということとよろしいか。

三 本条約第五条に関して、二〇〇〇年一月十七日から二十八日まで第七回アドホック委員会が行われた。

この期間中、日本、米国、カナダの間で非公式協議が行われ、詳しい報告書が作成されている。その報告書を開示し、非公式協議の内容を明らかにされたい。

四 前記二のように、本条約の交渉過程で日本が提出した第五条に係る修正案等からは、日本が、共謀罪は日本の法制度の基本原則にはなじまず、国内法に共謀罪を創設することは不可能と考えていたことが明確である。このように、共謀罪の創設に対して慎重な姿勢をとっていた日本が、なぜ、国内での立法事実もないのに、対象犯罪が広範な共謀罪(テロ等準備罪)を創設する法案を提出するに至ったのか。

五 最終的には本条約に規定されなかったが、本条約に重大な犯罪のリストを記載すべきであるとの意見が、本条約とりまとめの最終局面を迎えた第十回アドホック委員会でも繰り返されていた。しかし、このリストにはテロ行為が含まれていたため、カナダ、フランスは、本条約はテロ対策のための条約ではないとしてこのリストの記載に反対した。さらに英、米、独、中、南アなど十五か国がこのリストの記載に反対した。日本も、「リスト化には反対する。テロリズムは本条約の対象とすべきではない。旨の意見を同委員会ですべていたのではないか。右質問する。

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの「本条約の交渉過程」における「提案」については、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「本条約」という。)第五条1(a)の規定の成案が得られるに至るまでの交渉過程において我が国がしたものであるところ、当該提案をした時点における本条約の案文においては、同条1(a)に規定する行為については、対象となる「重大な犯罪」の範囲がまだ定まっていなかったほか、「組織的な犯罪集団が関与するもの」という要件を付することも認められておらず、また、同条1(a)に規定する行為については、特定の犯罪との結び付きのない犯罪集団の活動への参加が一般的に処罰の対象とされていた。他方、我が国の刑事法においては、一定の犯罪については実行の着手前の共謀や準備行為等を処罰することとされているものの、全ての犯罪の共謀を一般的に処罰することとはされておらず、また、必ずしも特定の犯罪との結び付きのない活動に参加する行為自体を直接処罰する規定は存在しない。そこで、我が国は、その時点における本条約の案文において犯罪とすることが義務付けられている行為を犯罪とすることは我が国の法的原則と相容れないこ

とを説明した上で、同条1(a)(i)に相当する規定について「組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件を加えるべきこと及び同条1(a)に相当する規定に新たな選択肢として「重大な犯罪を行う目的を有する組織的な犯罪集団の活動に、自己の参加が当該犯罪の達成に寄与することを知りつつ、参加すること」を加えるべきことを提案したものである。

これらの提案のうち、後者については、犯罪となる範囲が不当に狭くなるなどの指摘があり、各国の賛同が得られなかったが、前者については、各国の賛同が得られ、同条1(a)(i)に規定する行為の犯罪化について本条約上認められたオプショナルとして「国内法上求められるときは・・・組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件が規定されるに至った。

本条約を締結し、国際社会と協調して一層効果的にテロを含む組織犯罪を防止し及びこれと戦うことは重要な課題であり、そのためには、同条1(a)(i)に規定する行為を犯罪とする法整備として、現在国会で審議中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第六条の第二項及び第二項の罪を設けることが必要であると考えているところ、同条第一項及び第二項の規定においては、右に述べたとおり我が国の提案に基づいてオプショナルとして取り入れられた「国内法上求められるときは・・・組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件の下で、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるも

の」を「組織的な犯罪集団」と定義した上で、「組織的な犯罪集団・・・の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」及び「組織的な犯罪集団に不正権益を得させ、又は・・・組織的な犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」との要件を定めること等により、その処罰の範囲を厳格に限定しており、同条第一項及び第二項の罪を設けることは、我が国の国内法の基本原則との関係で問題を生ずることはないと考えている。

三について

御指摘の「第七回アドホック委員会」の際に開催された非公式協議の内容については、公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、その開示を差し控えたい。

五について

本条約の交渉の過程においては、本条約の対象となる「重大な犯罪」について、各国の国内法において定められている刑期を基準とするべきであるとの意見が多数を占めていたが、テロを含む具体的な犯罪類型のリストを定めるべきであるとの意見もあつたところ、我が国は、後者の意見に従つた場合には、当該リストの内容をどのようなものにするかについての議論が収れんせず、本条約の採択が困難になると考え、後者の意見には反対する旨の意見を述べたものである。

なお、本条約を採択した平成十二年の国際連合総会決議第二十五号には、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が、とりわけ、

マネー・ローンダリング、腐敗、絶滅危惧種の野生動物植物の不正な取引、文化財に対する犯罪等の犯罪活動及び拡大している国際的な組織犯罪とテロリストによる犯罪とのつながりとの戦いのための有効な手段であるとともに国際協力のために必要な法的枠組みとなることを強く確信し」との趣旨の記載があり、我が国もコンセンサスによる採択に加わった。

自由民主党総裁である安倍総理の憲法第九条改正の主張に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月九日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

自由民主党総裁である安倍総理の憲法第九条改正の主張に関する質問主意書
平成二十九年五月三日の読売新聞のインタビューなどにおいて安倍総理は「憲法第九条を改正して自衛隊の存在を明記し、二〇二〇年以内に施行すべきである」旨を述べているが、安倍総理が主張する改正された第九条に存在を明記された自衛隊は、安保法制で許容している集団的自衛権を行使できるのかについて、自由民主党総裁である安倍総理に確認の上、政府として明確に答弁されたい。

右質問する。

平成二十九年五月十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員小西洋之君提出自由民主党総裁である安倍総理の憲法第九条改正の主張に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出自由民主党総裁である安倍総理の憲法第九条改正の主張に関する質問に対する答弁書
お尋ねは、自由民主党総裁としての発言に関するものであり、お答えすることは差し控えたい。

森友学園への国有地譲渡と憲法第八十九条に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月十一日

山本 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

森友学園への国有地譲渡と憲法第八十九条に関する質問主意書
日本国憲法第八十九条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」としている。学校法人森友学園に対する大阪府豊中市の国有地(以下「当該国有地」という。)の譲渡等に係る一連の問題と憲法第八十九条との関係について安

倍内閣の認識を明らかにされたく、以下質問する。

一 森友学園は、新設予定としていた「瑞穂の國記念小學院」(以下「当該小学校」という。)に関して、そのホームページ(現在は削除)に「日本で初めて唯一の神道の小学校」と記載し、さらに当該小学校敷地内に神社を建立する予定を示していたが、財務省は、当該国有地の森友学園との定期借地契約締結ならびに当該国有地の森友学園への所有権移転のそれぞれの時点において、当該小学校が開設された場合、「日本で初めて唯一の神道の小学校」となることを知っていたのか、明確に示されたい。

二 前記一に関して、財務省が、当該国有地に係る定期借地契約締結ならびに所有権移転のそれぞれの時点において、当該小学校が開設された場合、「日本で初めて唯一の神道の小学校」となることを知らなかったのであれば、財務省として、当該小学校が開設された場合、「日本で初めて唯一の神道の小学校」となることを知っていたのか、明確に示されたい。

三 森友学園側から安倍晋三氏に対して当該小学校の校名を「安倍晋三記念小學院」としたいとの相談があった時点において、安倍晋三氏は、当該小学校が開設された場合、「日本で初めて唯一の神道の小学校」となることを知らなかったのであれば、財務省として、当該小学校が開設された場合、「日本で初めて唯一の神道の小学校」となることを知っていたのか、明確に示されたい。

四 財務省が、当該小学校が開設された場合、「日本で初めて唯一の神道の小学校」となることを知った上で、当該小学校の新設用地として当該国有地を森友学園に賃貸ならびに譲渡したのであれば、国有地という「公の財産」を、神道という宗教を用いて教育を行う学校法人すなわち「宗教上の組織若しくは団体」の使用、便益若しくは維持のために「支出し、又はその利用に供」することを禁じた憲法第八十九条に反することになるが、安倍内閣の認識如何。

五 前記四に関して、森友学園への当該国有地の賃貸ならびに譲渡が憲法第八十九条に反しないとの認識である場合は、その理由を法的根拠とともに具体的かつ明確に示されたい。

右質問する。

のであれば、当該小学校が開設された場合、「日本で初めて唯一の神道の小学校」となることを安倍首相が知ったのはいつか、その日時を明確に示されたい。

四 財務省が、当該小学校が開設された場合、「日本で初めて唯一の神道の小学校」となることを知った上で、当該小学校の新設用地として当該国有地を森友学園に賃貸ならびに譲渡したのであれば、国有地という「公の財産」を、神道という宗教を用いて教育を行う学校法人すなわち「宗教上の組織若しくは団体」の使用、便益若しくは維持のために「支出し、又はその利用に供」することを禁じた憲法第八十九条に反することになるが、安倍内閣の認識如何。

五 前記四に関して、森友学園への当該国有地の賃貸ならびに譲渡が憲法第八十九条に反しないとの認識である場合は、その理由を法的根拠とともに具体的かつ明確に示されたい。

右質問する。

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員山本太郎君提出森友学園への国有地譲渡と憲法第八十九条に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十九年五月二十四日 参議院会議録第二十五号 質問主意書及び答弁書

校」となることの意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であり、また、お尋ねの「当時の記憶について政府としてお答えする立場にないが、学校法人森友学園は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条に規定する学校法人であり、憲法第八十九条における「宗教上の組織若しくは団体」には当たらないと考える。

北朝鮮のミサイル発射を想定した避難訓練の実施に向けた政府の働きかけに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月十二日
藤末 健三
参議院議長 伊達 忠一殿

北朝鮮のミサイル発射を想定した避難訓練の実施に向けた政府の働きかけに関する質問主意書

北朝鮮による度重なる核実験とミサイル発射実験等を受け、緊急時の対応に関する国民の関心が高まっている。内閣官房の国民保護ポータルサイトにおいては、国民が武力攻撃事態等から身を守るための留意事項等が掲載され、また一部の地方自治体においては、北朝鮮のミサイル発射を想定した避難訓練を独自に実施するなどの対応も見られる。そこで、以下質問する。

一 本年三月十七日、秋田県男鹿市においてミサイル発射を想定した避難訓練が行われた。この

他、長崎県等でもミサイルの発射を想定した避難訓練を実施することを検討している旨が報じられている。日本全国の地方自治体において、ミサイルの発射を想定した避難訓練が実施された事例と今後の実施予定について、政府の把握しているところを示されたい。また、北朝鮮のミサイル弾頭としては、通常弾頭、核弾頭、化学兵器・生物兵器弾頭など様々な種類のものが考えられる。当該避難訓練は、これら全ての弾頭に備えるものとして実施され、または実施が予定されているのか、政府の把握しているところを示されたい。

二 現時点でミサイルの発射を想定した避難訓練の実施が予定されていない地方自治体に対し、当該避難訓練の実施を促す必要があると政府は考えているか。また、当該避難訓練の実施率の向上にはどのような施策が有効と考えているか、政府の認識を示されたい。

三 本年四月二十一日、政府は、各都道府県の国民保護担当者を集めた説明会において、住民に正確な情報が伝わるよう要請するとともに、ミサイルの発射を想定した避難訓練の実施を呼びかけているが、政府として、同説明会で十分な周知が行われたと考えているか。今後、同様の説明会を続ける予定はあるのか。また、各都道府県の国民保護担当者に個別に説明を行う等により、当該避難訓練の実施を促すことは検討しているのか、政府の考えを示されたい。

四 前記三の説明会の後、各都道府県から各市町村に対する説明会が順次実施されているが、政府が直接、各市町村に対して説明会を実施する考えはあるか。また、説明会を実施する考えが

ある場合、同説明会における質疑応答をまとめ、不参加の市町村に周知する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 ミサイルの発射を想定した避難訓練を実施的なものとするためには、全国の学校や病院、交通機関等の協力も必要である。これらの組織に対する説明会等の実施を政府は検討しているか。検討していない場合、その理由を示されたい。

六 原子力発電所(稼働中のもの、休止中のものを問わず)に対する北朝鮮によるミサイル攻撃および北朝鮮の工作員によるテロ攻撃に対する備えや、攻撃された際の原子力発電所の周辺住民の保護の在り方に関する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十九年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員藤末健三君提出北朝鮮のミサイル発射を想定した避難訓練の実施に向けた政府の働きかけに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

平成二十九年五月十九日現在、政府として承知しているところでは、弾道ミサイルを想定し

た住民避難訓練(以下「避難訓練」という。)を実施した地方公共団体は、同年三月十七日に政府と共同で避難訓練を実施した秋田県男鹿市及び同年五月十一日に単独で避難訓練を実施した青森県むつ市である。両市の避難訓練では、弾頭の種類は特段想定されていなかったものと承知している。

また、同年六月四日に山口県において、同月九日に山形県において、それぞれ政府と共同での避難訓練が実施される予定である。さらに、同月四日に福岡県大野城市において単独での避難訓練が、同月十二日に同県築上郡吉富町において同県と共同での避難訓練が、それぞれ実施される予定と承知している。なお、これらの避難訓練の詳細な内容については、今後検討されることとなつていと承知している。

これらのほか、新潟県及び長崎県が政府と共同での避難訓練の実施を検討していると承知している。

二から四までについて

政府としては、現在、都道府県の国民保護担当者に對する説明会等を通じ、避難訓練を政府と共同で積極的に実施するよう働きかけているところである。具体的には、内閣官房の通知を受けて消防庁国民保護室長及び国民保護運用室長から各都道府県防災・国民保護担当部長宛てに発出した平成二十九年四月十九日付けの通知において、内閣官房、消防庁及び市町村特別区を含む。以下同じ。との共同での避難訓練の実施について要請したところである。また、同月二十一日に行われた御指摘の都道府県の国民保護担当者に対する説明会に加えて、同年五

月九日に開催した平成二十九年都道府県国民保護担当課長会議においても、避難訓練の実施と弾道ミサイル落下時に身を守るために取るべき行動等についての国民及び市町村への情報提供の要請を行ったところである。今後は、必要に応じ、都道府県に對し引き続き避難訓練の実施並びに国民及び市町村への情報提供についての要請を行うとともに、都道府県からの相談に丁寧に応じること等により、政府として避難訓練の実施等呼び掛けてまいりたい。

また、お尋ねの「政府が直接、各市町村に對して説明会を実施することについては、現時点において、予定していない。

五について

避難訓練を実施的なものにするとは、政府として重要であると考えており、関係機関に對し、関係省庁において連携しながら、必要な助言等を行つてまいりたい。

六について

政府としては、国民の生命・財産を守るため、平素より、弾道ミサイル発射やテロ攻撃を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種のシミュレーションや訓練を行つていところである。

「原子力発電所(稼働中のもの、休止中のものを問わず)に對する北朝鮮によるミサイル攻撃および北朝鮮の工作員によるテロ攻撃」についてのお尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、弾道ミサイルが発射された場合の対応については、弾道ミサイル発射に関する兆候を早期に察知し、多層的な防護態勢によ

り、機動的かつ持続的に対応することとしており、テロ攻撃への対応については、事業者、警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関が適切に連携し、迅速かつ的確に対応することになる。

また、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第一条に規定する武力攻撃事態等又は同法第二十二條第一項に規定する緊急対処事態に該当する場合には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)等の関係法令に基づき、警報の発令や住民の避難に関する措置等、周辺住民の保護のために必要な措置を迅速かつ的確に行う所存である。

自衛隊と米原子力空母カール・ビンソンとの共同訓練に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

平成二十九年五月十五日

福島みずほ

参議院議長 伊達 忠一殿

自衛隊と米原子力空母カール・ビンソンとの共同訓練に関する質問主意書
自衛隊と米原子力空母カール・ビンソンとの共同訓練をめぐる問題について質問する。
一 自衛隊とカール・ビンソンとの共同訓練の内容等について

極めて高い攻撃力を有している世界最大規模

の米原子力空母カール・ビンソンは、本年三月に二度、自衛隊との共同訓練を実施し、本年四月には西太平洋周辺の海域で本年に入つて三度目となる自衛隊との共同訓練を護衛艦「さみだれ」及び「あしがら」とともに実施した。

1 これらの共同訓練について、以下の点を訓練ごとに明らかにされたい。

(1) 共同訓練名

(2) 共同訓練の実施時期及び場所

(3) 目的

(4) 訓練内容の詳細

(5) 統裁官名

(6) 参加部隊、参加人数

2 これらの共同訓練を実施した際の法的根拠と予算上の根拠を明らかにされたい。

3 これらの共同訓練に要した費用の明細を明らかにされたい。

4 これらの共同訓練の実施を決定した機関及び実施を決定した時期を明らかにされたい。

二 「自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針」について

自衛隊法第九十五条の二は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等防護のため一定の場合に自衛隊が武器を使用することができるとしており、平成二十八年十二月二十二日に国家安全保障会議が決定した「自衛隊法第九十五条の二の運用に関する指針」では、「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動として、①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、②我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動、

③我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練を掲げている。

1 カール・ビンソンが「弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動」を行つてする場合、自衛隊はカール・ビンソンの「武器等防護」を行うことは可能であるか。

2 カール・ビンソン第一空母打撃群ほか米軍が北朝鮮に対して先制攻撃を行う場合、当該米軍の「武器等防護」を行つて自衛隊も前記指針により当該先制攻撃の一翼を担うことが可能であるか。さらに、当該米軍の「武器等防護」を行つて自衛隊が北朝鮮に対して武器を使用することは想定されているのか。想定されている場合、どのようなときに自衛隊は北朝鮮に対して武器を使用するのか。

3 前記一の自衛隊とカール・ビンソンとの共同訓練は、自衛隊法第九十五条の二に基づく武器使用を念頭においたものであるか。

4 米軍の補給艦の防護を目的として、空母に匹敵する自衛隊最大の護衛艦「いずも」を四国沖へ展開させることが報道された。これは、自衛隊がカール・ビンソンとの武器使用を伴う共同軍事行動を行う可能性を示唆するものであるが、自衛隊が武器使用を伴う共同軍事行動を行う可能性の有無についての見解を根拠とともに示されたい。

三 日本がなし崩し的に戦争に巻き込まれる危険等について

米国は、北朝鮮に対する先制攻撃の可能性も示唆している。自衛隊と米軍との共同訓練は、米軍が北朝鮮を先制攻撃した場合、日本を共同

軍事行動に巻き込み、日本が全面的に北朝鮮による報復攻撃の対象となる危険性を高めるものである。

1 前記一の自衛隊とカール・ビンソンとの共同訓練は、日本政府からの働きかけにより実施されたものであるのか明らかにされたい。

2 北朝鮮は米国の北朝鮮に対する「軍事的挑発」に対して、在日米軍基地への報復攻撃を行うことを宣言しているが、米軍の「武器等防護」に伴い自衛隊が北朝鮮を相手に武器を使用した場合、北朝鮮は日本も敵国であるとみなして、日本全土をミサイル攻撃の対象とするのではないか。この危険性についてどのように認識しているのか明らかにされたい。

3 米軍が北朝鮮に対して先制攻撃を行う場合、当該先制攻撃を行うことに国際条約上の問題はなかと政府は判断しているのか明らかにされたい。

4 米軍の北朝鮮に対する先制攻撃に自衛隊が共同軍事行動をとった場合、自衛隊の当該共同軍事行動は憲法第九条の枠組みの範囲内であると考えているのか、具体的な理由とともに見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十九年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出自衛隊と米原子力空母カール・ビンソンとの共同訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出自衛隊と米原子力空母カール・ビンソンとの共同訓練に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の各共同訓練に係る(1)から(6)までのお尋ねについては、次のとおりである。

平成二十九年三月七日から同月十日までの間に実施した訓練

(1) 日米共同巡航訓練

(2) 平成二十九年三月七日から同月十日まで及び東シナ海周辺海域

(3) 自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化

(4) 各種戦術訓練

(5) 本訓練における統裁官の指定はない。

(6) 海上自衛隊第四護衛隊群第四護衛隊「さみだれ」及び「さざなみ」約三百四十名

平成二十九年三月二十七日から同月二十九日まで

の間に実施した訓練

(1) 日米共同巡航訓練

(2) 平成二十九年三月二十七日から同月二十九日まで及び東シナ海周辺海域

(3) 自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化

(4) 各種戦術訓練

(5) 本訓練における統裁官の指定はない。

(6) 海上自衛隊第三護衛隊群第七護衛隊「ゆうだち」、第四護衛隊群第四護衛隊「さみだれ」及び「さざなみ」、第十二護衛隊「うみぎり」並びに第十五護衛隊「はまぎり」約八百九十名

平成二十九年四月二十三日から同月二十九日までの間に実施した訓練

(1) 日米共同巡航訓練

(2) 平成二十九年四月二十三日から同月二十九日まで及び沖縄東方海域から東シナ海周辺海域

(3) 自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化

(4) 各種戦術訓練

(5) 本訓練における統裁官の指定はない。

(6) 海上自衛隊第二護衛隊群第二護衛隊「あしがら」及び第四護衛隊群第四護衛隊「さみだれ」約四百三十名

平成二十九年四月二十八日に実施した訓練

(1) 米海軍との共同訓練

(2) 平成二十九年四月二十八日及び沖縄東方空域

(3) 自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化

(4) 各種戦術訓練

(5) 本訓練における統裁官の指定はない。

(6) 航空自衛隊第九航空団F-15戦闘機二機四名

なお、本訓練は、先に述べた平成二十九年四月二十三日から同月二十九日までの間に実施した訓練と同時に行われたものである。

一の2及び3について

御指摘の共同訓練は、防衛省設置法(昭和十九年法律第六十四号)第四条第一項第九号に規定する「所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること」を根拠として実施したものである。御指摘の共同訓練の実施に必要な経費については、自衛隊を恒常的に維持、訓練していく

ための経費として予算に計上された教育訓練費、燃料費等の中から支出されるものであるが、当該訓練は自衛隊の艦艇、部隊等の一連の運用の中で実施されているものであり、関連する各費用項目それぞれにおいて当該訓練中に発生した費用を区分して把握することは困難である。

一の4について

いずれの共同訓練も、日米間で調整の上、防衛省において、平成二十九年三月七日から同月十日までの間に実施した訓練については、同月二日に、同月二十七日から同月二十九日までの間に実施した訓練については、同月二十二日に、同年四月二十三日から同月二十九日までの間に実施した訓練については、同月十八日に、同月二十八日に実施した訓練については、同月二十一日に、それぞれ実施を決定したところである。

二の1について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お尋ねの与件のみに基づいて一概にお答えすることは困難であるが、一般論として、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十五条の二第一項の警護(以下単に「警護」という。)の対象となり得るのは、自衛隊と連携して同項に規定する「我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。)(以下「我が国の防衛に資する活動」という。に現に従事している「アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(以下「合衆国軍隊等」という。))の部隊の武器等に限られる。また、同条第二項において、警護は、合衆国軍隊等から要請があった場合

合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする」と規定されており、防衛大臣は、合衆国軍隊等から警護の要請があった場合において、当該合衆国軍隊等の部隊が行う活動の目的・内容、当該部隊の能力、要請に係る当該部隊の武器等の種類、当該活動が行われる場所及びその周辺の情勢等を踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮した上で、戦闘行為が行われるおそれがなく、かつ、自衛官が警護を行うことが必要と認めるときに限り、指揮系統を通じて、当該武器等を適切に警護し得る自衛官に警護を命ずることとなる。

二の2及び三の2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、また仮定の質問についてお答えすることは差し控えたいが、一般論として、自衛隊法第九十五条の二の規定による武器の使用は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している合衆国軍隊等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、同条第一項において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」と規定することにより、警護が合衆国軍隊等による「武力の行使と一体化」しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によつて戦闘行為に対処することはないものとし、したがつて、自衛隊が「武力の行使」に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしている。いずれにせよ、政府としては、国際社会と連携し、北朝鮮に対し、危険な挑発行為をやめ自制するよう強く求めていく考えである。

二の3について

御指摘の「自衛隊法第九十五条の二に基づく武器使用を念頭にいたもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの共同訓練は、自衛隊の戦術技量の向上と米軍との連携強化を目的として実施したものである。また、当該訓練に際し、警護を行ったかについては、米軍の能力を明らかにし、その活動に影響を及ぼすおそれがあること、また、相手方との関係もあることから、お答えすることは差し控えたい。

二の4について

お尋ねの「自衛隊が武器使用を伴う共同軍事行動を行う可能性の有無」の意味するところが必ずしも明らかではないが、海上自衛隊の護衛艦「いずも」及び「さきさき」は、平成二十九年五月一日から同月三日まで関東南方沖から南西諸島東方沖に至る海域において、米海軍の補給艦と共に、自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化を目的として、各種戦術訓練を実施したものである。

三の1について

平素より、日米共同訓練の実施に当たつては、時期、実施内容等について調整を行い、調整が整つた場合に実施しているところであるが、その詳細については、相手方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三の3及び4について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、自衛隊が任務の遂行に際し、憲法に違反する行動をとることはあり得ない。

北朝鮮との関係に関する政府方針に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月十五日

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

北朝鮮との関係に関する政府方針に関する質問主意書

日本政府の北朝鮮に対する取組方針について質問いたします。

一 私、平成二十九年一月二十日付けで提出した「政府の「拉致問題が最優先課題とする姿勢に関する質問主意書」(第百九十三回国会質問第七号)に対する答弁(内閣参質一九三第七号。以下「答弁書第七号」とする)において、政府は「政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。また、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである」と方針を明らかにしています。

一方、平成二十九年三月十日付けで中山恭子参議院議員が提出した「政府の拉致被害者救出に向けた施策に関する質問主意書」(第百九十三回国会質問第五〇号)に対する答弁(内閣参質一九三第五〇号。以下「答弁書第五〇号」とする)の「一及び二について」において、政府は「安倍内閣としては、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付

け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて最優先で取り組んでいるところである」(以下「指摘した箇所」とする)と答えています。

そこでお尋ねしますが、ストックホルム合意に明記されている「日本人に関する全ての問題」の中で、政府が最優先で取り組んでいるのは拉致問題ですか。

二 ストックホルム合意の北朝鮮側第二には、「調査は一部の調査のみを優先するのではなく、全ての分野について、同時並行的に行うこととした」とあり、日本政府もこれに合意しています。

そこでお尋ねしますが、答弁書第五〇号の指摘した箇所はストックホルム合意に反しているのではないですか。

三 政府は、答弁書第七号において、「拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである」としています。

そこでお尋ねしますが、「包括的に解決」という政府の方針は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を切り離して個別に解決していくことではないという意味ですか。

四 平成二十九年四月十七日、北朝鮮のソン・イルホ日朝国交正常化交渉担当大使は平壤で会見し、「日本が独自制裁を解除するなら北朝鮮への政策変更と受け止め、今も帰国していない北朝鮮の残留日本人、日本人遺骨の問題について、人道問題として取り組む用意がある」旨の発言(ソン・イルホ大使の発言の全文より。以下同じ)をしています。

一方、政府は答弁書第七号において、「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題を

めとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている」としています。

そこでお尋ねしますが、ソン・イルホ大使の今回の発言について、政府はこれをストックホルム合意に基づく提案と受け止め、残留日本人の問題について北朝鮮との交渉に依る用意がありますか。

五 ソン・イルホ大使は今回の会見において、「今も帰国していない北朝鮮の残留日本人、日本人遺骨の問題について、人道問題として取り組む用意がある」旨の発言をし、ストックホルム合意における日本人配偶者の生存者も「残留日本人」であるとの認識を示しているように読めます。

そこでお尋ねしますが、ストックホルム合意に明記されている拉致被害者や行方不明者等、現在、北朝鮮において生存している全ての日本人は、ソン・イルホ大使の今回の発言における「残留日本人」であるとして、北朝鮮と帰国に向けた交渉をする用意が政府にありますか。

右質問する。

平成二十九年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿
参議院議員有田芳生君提出北朝鮮との関係に関する政府方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮との関係に関する政府方針に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について
政府としては、御指摘のいわゆる「ストック

ホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えた

三について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものであり、政府としては、同宣言において確認された事項が誠実に実施されることが重要であると考えている。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一八円	
一〇円	
（）	